

事 務 連 絡
令和元年 10 月 9 日

地方環境事務所及び自然環境事務所 野生生物課

自然環境局野生生物課

台風 19 号接近に伴う対応について

昨日台風 19 号の関係省庁災害警戒会議が開催され、内閣府より 12 日から 14 日までの三連休中の外出への注意喚起が呼びかけられました。

悪天候時には日頃から対応を行って頂いていると思いますが、上記を踏まえ、野生生物保護センター等の一般の利用に供している所管施設について、管理受託者と連携し早めに下記の対応を行い、防災に万全を期してください。

また、国指定鳥獣保護区に関連して地方公共団体が管理・運営している公開施設に対しても、同様の注意喚起を行っていただきますようお願いします。

- ・ 台風の進路や各自治体が発出する災害情報を踏まえ、大雨・暴風等により利用者の安全確保が難しくなる事態が予想される場合には、施設におけるイベントの中止や閉館を早めに判断し、施設に掲示するほか、HP 等で周知するなどにより、利用を抑制する。
- ・ 施設敷地内において暴風等により飛散し、傷害の原因や交通の支障となるおそれがあるものについては極力撤去、固定を行う。
- ・ 発電機、止水板や土嚢等の防災備品を確認する。

等

以上に加えて、国内希少野生動植物種を飼育している施設においては飼育個体についても被害等生じないように万全を期して下さい。